

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所
設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ））
2. 日 時：令和5年9月19日 16時30分～16時40分※一時中断
16時50分～17時20分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、
熊谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官、小野安全審査官※、
田代審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 震源を特定せず策定する地震動に係る原子炉設置変更
許可申請 審査スケジュール（案）
- （2）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規
則等への適合性について（S-2-1（改3））
- （3）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変
更許可申請への影響について（S-2-2（改3））
- （4）東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（震源を特定せず策定す
る地震動）（S-6（改2））
- （5）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規
則等への適合性について（S-7（改2））

以上

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁田代です。それではこれから、東海第2発電所、標準応答スペクトルの規制取り入れに伴う、設置変更許可申請のヒアリングを開始します。
0:00:09	それではまず、ヒアリングのコメント回答から日本原子力発電の方からご説明お願いいたします。
0:00:18	はい。日本原電の平井でございます。それでは本日はですねコメント回答とですね、あと審査会合で少し議論になりましたSD32と基準地震動S案の関係について、
0:00:29	まとめ資料に整理しましたのでご説明させていただきます。
0:00:34	資料につきましては資料リストを見ていただきまして、図の2-1がですねこちらにSDの設定について補足で整理してございます。
0:00:43	ベースン-2-2にコメント回答として反映してございます。ベースの6が、コメントリスト。
0:00:50	ベースの7につきましてはですね、会合でご説明した資料をヒアリング版としてお持ちしております。お持ちしたものでございまして、説明については割愛させていただきたいと考えてございます。
0:01:04	それではですねコメント回答の方から、
0:01:07	ご説明させていただきます。資料としまして五つの6のコメントリストの3ページお願いいたします。
0:01:16	で、反映したまとめ資料につきましてはS-2-2の、ページでいきますと右の通し番号で4ページ5ページ。
0:01:24	の方をお願いいたします。
0:01:27	それではですねコメント回答のナンバーでいきますと3ページ目でナンバー26ですけれども、こちら、今回井清32の追加に伴いまして超過範囲に固有周期を有する施設の影響評価、
0:01:41	確認してございますけれども、前科の資料でいきますと、この
0:01:47	4ページ目なんですね2ポツ確認方法のところ。
0:01:51	の、検討フローの③のところですね、こちらに設工認の対象施設の影響確認結果を紐づけて整理していたんですけれども、
0:02:02	もう少しちょっと確認方法のところ、登場するのが早いというところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:08	こちらにつきましては黄色でハッチングしてます通り、影響評価を行うという方針のみを
0:02:15	整理して、
0:02:17	ございます。
0:02:18	で、全体の立て付けとして後段のですね、ページ番号で言うと 14 ページ。
0:02:26	お願いいたしますけれども、
0:02:28	こちらが確認結果のフェーズになりますけれどもこちらで中頃、また以降で、30 日オカ証券こういう水。
0:02:37	周期を有する既工認の対象施設についての影響評価結果を、ここで紐付けてですね、積及び工事計画の見通し終えているという整理をして、
0:02:47	ございます。そのあと予定以降はですね、詳細評価については設工認で示すというところとですね、その際には認可実績の評価手法を採用し、
0:02:58	設置変更許可申請書野瀬純に基づいて申請を行うということで整理してございます。
0:03:05	ナンバー26 については以上です。
0:03:08	続きましてコメントリストの方いきまして、ナンバー27 ですね、こちら対象箇所は、S-2-2 のですね、ページ番号でいきます通し番号で 37 ページをお願いいたします。
0:03:23	こちら、常設代替高圧電源装置について、今回 S32 を踏まえてですね再加振試験をしてございますけれども、その際にですね、固定方法を変更していると。
0:03:34	いうところに変更の概要をですね、引きわかりやすく図で整理してございます。
0:03:41	3、S-2 の 2-37 ページ見ていただきまして、変更前はですね、固定方法としてロープ固縛という形で、ポンチ絵で示します通り、ロープで固縛してするという方法からですね、
0:03:55	変更後はタイヤ固定ということで、タイヤ部分にタイヤ固定治具を用いて、セッティングしてですね、架線試験をしているといったことで整理してございます。
0:04:07	ナンバー27 につきましては以上です。続きましてナンバー28 ですね、こちら対象箇所としましてはですね S-2-2 で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:18	通し番号で、当時はページでいきますと 32 ページお願いいたします。
0:04:28	すいません。32 ページをお願いいたします。
0:04:31	こちらコメント内容としましては、
0:04:36	コメント内容としましてはですね、
0:04:39	まとめ資料、
0:04:43	規制庁田代です。今、音声聞こえておりますでしょうか。
0:04:52	そうですね。大野さん、すいません。規制庁田代です。音声の方今聞こえておりますでしょうか。
0:06:24	規制庁田代です。今ちょっと WEBEX の方
0:06:28	システム不調により、途切れてしまっておりますので、一時ちょっと中断させていただきます。
0:06:36	すいません今、再開させていただきます。それでは説明を続けてください。コメント 26 番からの説明でよろしいですかね。
0:06:47	はい。日本原電の平井です。それではですねコメントリストに沿ってもう一度ご説明させていただきます。
0:06:54	資料につきましては S-6 のコメントリストのナンバー 26 からになりますけれども、ナンバー 26 に該当するところはですね S-2-2 のですね、
0:07:04	通し番号でいきますと、
0:07:08	すいません、4 ページ 5 ページになってございます。
0:07:12	こちらコメント内容としましてはですね、S32 超過範囲に固有周期を有する施設について、設工認の対象施設について影響評価結果を入れ、
0:07:25	示しておりますこちらの 5 ページに示します箇所です。こちらの 2 ポツの確認方法のところですが、こちらで紐づけていたんですが、あくまでここは確認方法なのでちょっと東條早いというところでちょっと全体の構成を見直してございます。
0:07:42	具体的に修正した箇所としましてはですね 5 ページ目で黄色ハッチングしている箇所ですが、
0:07:48	榎君認可の工事計画認可申請書の耐震評価に対する影響評価を行うという方針のみを示してですね結果につきましてはですね、ページめくっていただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:00	通し番号でいきますと、15 ページ、あ、失礼しました 14 ページをお願いいたします。
0:08:07	こちらはですね
0:08:08	3 ポツの確認結果のフェーズになってございますけれども、こちらにですね黄色ハッチのまた以降ですね。
0:08:15	に示す通り現時点耐震評価を踏まえた影響評価結果から設計及び工事計画の見直し終えているという整理をしております。よって以降はですね、その見直しを受けてですね、詳細については、後段設工認で示すというところとですね、
0:08:31	あとその際には認可実績のある評価手法を採用するというところで整理しております。
0:08:38	なコメントリスト N o 26 については以上になります。
0:08:42	続きましてコメントリストの 27 ですけども、こちら S-2-2 の該当ページがですね、
0:08:51	失礼します。
0:08:55	通し番号でいきますと 37 ページをお願いいたします。
0:08:59	こちらコメント内容としましては、定て I I 代替高圧電源装置について、今回 S 32 を踏まえて再加振試験をしておりますけれども、その際に固定方法を変更しているのでその内容について、
0:09:11	変更前後で概略として整理しております。
0:09:15	具体的に表で示します通り変更前がですね、固定法ログ来ロープ固縛でポンチ絵示します通り、ロープで固縛して、河川試験をしているといったところです。
0:09:27	変更後はですね、こっちをタイヤ固定ということで、タイヤの部分にですね、タイヤ固定治具を設置して、河川試験をしているといった形になってございます。
0:09:37	コメントリスト N o 27 については以上です。続きまして、ナンバー 28 ですけども、こちら該当ページが S-2-2 のですね、
0:09:49	通し番号でいきますと、
0:09:52	失礼しました。
0:09:56	シバ 32 ページをお願いいたします。
0:10:00	こちらの第 3-3 表ということで、イセ 30 に超過周期の一次固有周期を有する真木コウノ対象施設の影響評価結果を示してございまして、コメント内容としましてまとめの記載のところですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	今回見通しの影響確認結果が、まとめて記載している内容と整合がとれるように整理して欲しいというところで、表のところです すね分類という形で、
0:10:27	①大分類①大分類②ということで、現時点での耐震評価結果から、イシイ 30 に対する耐震性を確認するという詳細な評価と、
0:10:37	あと大分類 2 に関しては既許可の S s の設計上の最大超過率の関係から耐震性を確認ということで簡易評価でこの二つの影響評価にとって見直し終えていると、いうふうに整理してございます。
0:10:51	大分類 1 につきましてははです ね詳細評価のうち、判断根拠が 4、四つに分かれていますので小分類として、1-1 から 1-4 に分けて整理してございます。
0:11:04	で、です ね、この反映に伴いまして、ページ番号でいくと 27 ページお願いいたします。
0:11:12	こちらのです ね水平展開としてです ね第 3-2 審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果ということで整理してございましてこちらのです ね、
0:11:22	分類ということで (1) (2) に分けてです ね、まとめの記載と整合がとれるように、反映してございます。
0:11:31	コメントフォレストナンバー 28 については以上になります。
0:11:36	です ねコメントリストのナンバー 29 からです ね、ナンバー 33 まで、
0:11:41	までの
0:11:43	コメントにつきましてははです ね、こちら S-7 ということでこちらの審査会合で用いた資料を、ヒアリング版でお持ちしたもので、
0:11:52	審査会合資料に反映しているということで今回説明については割愛させていただきたいと考えてございます。
0:12:00	コメント回答については以上になります。
0:12:04	規制庁田代です。では、確認に移りたいと思います。ただいま説明いただいた内容について質問コメント等ありましたらお願いいたします。
0:12:20	ベックで接続されてる方も特にないでしょうか。
0:12:27	特にないようなので次に移りたいと思います。それでは、説明の方続けてお願いいたします。
0:12:33	はい。それではです ね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:35	弾性設計を、地震のSD32の設定についての整理についてご説明させていただきます。資料につきましてはS-2-1、
0:12:44	のまず通し番号でいきます7ページをお願いいたします。
0:12:50	こちらがですね本誌まとめ資料におきまして弾性石油地震動に関する事項を整理したものでございます。
0:12:57	それで
0:12:58	下の方ですね発注箇所ですね補足1の参照ということで、補足として後で再度整理した形で紐付けてございます。
0:13:08	補足説明資料としましては通し番号でいきます37ページをお願いいたします。
0:13:16	こちらの弾性設計用地震動SD32の設定に係る補足説明ということで、整理してございます。まず1ポツ目ですね、既許可の弾性積をSDの設計方針について再度整理してございますけれども、
0:13:28	投入においてはですね基準地震動 S_s に係数0.5を乗じて、弾性請求人材数字を作成してございます。で、あ、すいません以下の考慮して、0.5で乗じて、
0:13:40	作成していると。①につきましては、設計設置許可基準規則の解釈及び審査ガイドに基づいてですね、基準地震動 S_s とのプロジェクトの比率が目安として0.5を下回らないように設定するということと、
0:13:54	②でですね、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動 S_s-D 案に対して、
0:14:00	旧耐震設計審査指針における基準地震動 S_w のうとスペクトルを概ね下回らないように配慮した値、
0:14:07	を考慮して、0.5で設定してございます。
0:14:11	2ポツで、今の1ポツの基本設計方針を踏まえてSG30設定についてですけども、
0:14:18	1ポツ、野瀬許可の満席方針に基づいて基準地震動 S_{s32} に係数0. を乗じていると。
0:14:25	この際ですね、基準地震のエスワンを上回るような目安値の設定についてはですね、以下の理由により、特段考慮はしていないという整理です。
0:14:35	以下の理由ですけども、既許可の設計方針を示す応答セクトに基づく地震動評価についてはですね、審査ガイドに示します通りし、震源を特定して策定する地震のうち、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:48	応答スペクトルに基づく地震動評価をさしてございまして、一方で今回の標準応答スペクトルに基づく地震動評価というのはですね、震源を特定せず策定する地震動の観測記録に基づく地震動評価であり、
0:15:03	イセ 30 ニワ音 S P E C T に基づく地震動評価に該当しないという整理をしております。
0:15:09	次のページ 38 ページ行っていただいて、こちらの図 1 に示し、
0:15:13	示しているのがですね、審査ガイドに載っている評価フローになってございますけれども、
0:15:20	先ほどの震源を特定して策定する地震動と、震源を特定せず策定する地震動に分かれてですね、
0:15:28	そのあとにですね応答 S P E C T に基づく地震動評価、科学で示したところですね、S s - D 湾が該当すると、三重につきましては右の方の観測記録に基づく地震動評価に該当するものであるというふうに認識しております。
0:15:45	続きまして 3 ポツ目ですね。
0:15:48	それでは基準地震動 S 湾の役割の観点からの整理ということで、基準地震動 S 湾の役割としては、諏訪が耐震設計上果たしてきた施設の弾性設計を担うものであり、
0:15:59	S D の設定に対してですね、基準地震動 S ワノールとスペクトルを概ね下回るように配慮した、
0:16:07	目安値を設定するというのが方針かと思えます。このためですね諏訪小丸 S D D 案に対して評価することで、A さんを上回る S D が複数ではなくてもですね、
0:16:19	エスワンが担っていた施設に対する大地震、弾性設計の役割を果たすのと考えてございます。
0:16:26	4 ポツ目でですね、S D 32 とエスワンの関係を図で示してございます。
0:16:33	ページにいきますと、40 ページお願いいたします。
0:16:38	こちらはですね S d - D 湾等 S D 30 人、あと基準地震動 S ワンを比較して載せてございます。
0:16:45	結果として今回作成した S D 32 というのはですね、基準地震動 S 案を全周期体で上回っていることが確認できてございます。
0:16:56	ページ、39 ページ行っていただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:01	最後ですね5ポツで参考としてですね他プラントとの弾性設計を地震動SDの設計方針の比較をですね表示に整理してございます。
0:17:10	ちょうどA3の用紙になりますけれども、ページ番号41ページの方にPWRの
0:17:18	対象にして本文5号の記載とですね添付書類8の石ヨシノ記載を載せてございます。
0:17:26	次の42ページの方にBWR、
0:17:29	の代表プラントとして本文5号と添付書類8の記載を載せてございます。
0:17:34	見ていただくとわかりますように少しちょっと記載について、設計方針の他、
0:17:39	がありございますけれども、
0:17:42	基本的に他プラントにおいても考え方っていうのは変わらないというふうに認識してございます。
0:17:48	説明については以上になります。
0:17:52	規制庁田代です。それでは今の内容について、確認等、コメントある方お願いします。藤原さんお願いします。
0:18:00	規制庁藤原です
0:18:03	今回の紙提出された資料についての、事業者、原電が、改定内容は37ページからですかね。要はSD32の設定に際しては、この
0:18:16	2ポツにおいて、戸村応答スペクトルに基づく地震動というのがこれがあるですかね、要はSDさん、S _s 32はそれには、
0:18:26	違いますだからS _s 1だったかなとはちょっと違いますっていうのが、まず37ページで、
0:18:33	38ページ書いてあるのが、
0:18:35	もともとそのSIの役割これは平成18年耐震指針とかでも、借りてる内容ですかね、これについての記載を事業者としてこういうふうに考えてます要は一派だけでも、
0:18:47	上回ってれば他のやつは下回ってもいいだろうというふうなここで書いてる内容だと私は理解しましたが、
0:18:56	えーとですね、まずちょっと整理をさせていただきます。ちょうど41ページからの選考の、
0:19:03	うん。
0:19:04	これ記載を整理いただいて、これすごくわかりやすいですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	まず、私もちょっといろいろなあなんすかね当時の審査官とかもいろいろ確認して、るってその結果を今、いろいろと話すんですけども、
0:19:21	まず一番しょっぱなの仙台 12 号ですかね、これっていうのはミイはしかなくて当間一派 S S 1 というのが瀬落とすべきに基づき、上杉が、
0:19:31	0 モンマとは言って 0.6、上回りますよう、みたいな形で確か。
0:19:37	していて今ちょっと震源特定せずはまだまだあれい最中なんで、ちょっとごめんなさいこの記載ぶり、何ていうかちょっと注意して欲しいのがまだ、すでに許可が終わったものとのちゃんと切り分けてます
0:19:49	仙台市はどっちかっちゃうとまだ終わってないので、そこからちょっとあんまり適当かなと泊サンゴも一緒ですねこれまだ全然、まだ固まってないのでこれだから見れるのは、
0:20:00	どっちかってのは伊方と大井ぐらいかなと。
0:20:03	いい方とカーは特にそういったなんすかね、特に断層はとか等、そういった応答スペクトルに基づくやつというのは、区分けせずに 0.53 やってます。
0:20:13	うん。これはそのまま、特にいいですよ。
0:20:16	問題が多いからなんですね。で、大井からちょっと話が変わってるのは、これ何でかと言いますと、当時大体の S G の設定にあたっては、断層はも含めて、
0:20:28	要はエスワンを踏まえて設定を、本当は、いわゆる話がちょっとあったところ、ただ、やっぱ断層はっていうのは何ですかね、もともとスペクトルは全然違いますよね。
0:20:39	本当実際の地震のハケを使ってやるもんです。
0:20:42	作ってやるもんですから、そもそも S & 比較のしようがない。
0:20:46	だから、大井さん用については、どちらかというと、断層版を除外するために、あえてエスワンがいかなるものかというのを定義づけてやる。
0:20:57	というふうにご理解ください。
0:21:00	それを踏まえて
0:21:03	右下 42 ページですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	提携経験は特に仕分けないですよ。で、女川、女川見ていただいた、大体ちょっとわかるんですけど、女川これ、何て言うんすかね。エスワンを踏まえているのはAと。
0:21:17	S s - D アンリツリース料一派だけじゃないですよ。
0:21:22	産廃なんですよ。
0:21:23	0.58 を乗じて、要は質問を踏まえて、
0:21:26	てことは要は我々としては要は、あくまでも断層は、を除くものに対して、大体Sを踏まえて、要は、なぜ断層を除外するかという
0:21:37	比較が難しい、できない。
0:21:39	ということをちょっと今考えているので、
0:21:42	これ実はですねハザード側の
0:21:45	何ですかね方からもちょっと言われてる。
0:21:49	ゴトウでしてですね一応、
0:21:51	何ですかね、断層除くとしても、それ以外のものについては、
0:21:56	それを踏まえて、大体やってルーというところが、
0:22:00	他の。
0:22:01	サイトウあ当間実際ちょっと今やってる最中のところも、それに近いことは、
0:22:06	やってますんで、そのあと原点だけがちょっと
0:22:09	いや実際0.5、正直、もうやっても持っているのもうわかってて、正直はこれ議論する内容かどうかちょっと置いといてですよ。もう本当記載だけの話だと私は思ってるんですよ。要は、
0:22:21	今仮に、
0:22:23	原電の方が、
0:22:26	何だっけな。
0:22:28	応答スペクトルに基づく地震動の中に標準応答スペクトルを、
0:22:34	入れるか入れないかで、息子は入れません。はいそこはわかりました。入れないなら言えないとしてもあと問題もう一つ、エスワンを踏まえる必要があるのか否か。
0:22:44	ここについては要は書き分ければ、
0:22:47	別に事足りる話なのかなと私は思ってるんですよ。いいすかねちょっと話をもうちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:53	今回原電の主張としては、まず標準応答スペクトル明日の檀大戸スペクトルに基づく手法による地震動ではない。これはわかりました。
0:23:02	もう一つエスワン踏まえないといけないか否か、これについてはこれまでの今日、許認可の中で大体踏まえていることが多いので、そういったことからやっぱり原電さんのこの記載っていうのは、
0:23:15	もうちょっと考えられた方がいいようにも思ったんですね。
0:23:19	どうですかね。この点、ちょっと私の今のまず、現実書いてあることの理解が合ってるかどうかも含めてちょっとはい。お伺いを聞かしてもらっていいですか。
0:23:31	原電の神谷です。ちょっと我々、事業者としての主張はですね文章に書いた通りかなと思ってます
0:23:40	ご指摘の通りですねまずオートSPECTに基づく震度評価については我々の
0:23:46	理解と規制者のご理解が一致してるということかなと思ってます。ただ、S案を包絡するかどうかに関しては、通しの38ページで書かせていただいた通りですね。
0:23:59	そのもともとのエスワン主に対して弾性設計施設を大設計をするというところは、いっぱいあればですね施設の弾性設計、
0:24:10	一般の方把握があればですね、施設の弾性設計の役割っていうのはですね今回の新規制の中でも、担うのかなという理解ですので、
0:24:21	我々としてはですねちょっと結果としてはですね実際のSD-30人は上回ってるといったところではございますけども、特にですねこのS&包絡っていったところに関してはですね、
0:24:34	役割としてはですね特に必要ないものという認識をしております。
0:24:40	ちょっと繰り返しになりましたけど以上です。
0:24:52	原電の神谷です今回審査会合で、こういった議論になってですねセンコーの方もですね我々の方として調査したんですけども、
0:25:02	選考いかたの特定せずがですねエスワンを実際、実態として包絡してないっていうところを確認してございますので、我々としてはですね潜航そういったそういった許認可の実績があればですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	当社としてもですねそういった
0:25:19	先行実績を踏まえての考えを整理をしたと言ったところでございます。
0:25:26	規制庁藤間です。今包絡しなきゃ概ね包絡なのかを全部上回ってるかって、どっちですか。
0:25:35	話。
0:25:38	エンドウのカミヤです伊方ですね資料がですねSRP隠しているのが、実態としてですね、応答スペクトルの地震動評価の一派だけになってございまして、
0:25:51	他の断層モデルとかですね特に信用特定せず関係に関しては別の図として書かれてございまして、それがですね全周期体どうだっていうところはですねなかなか判断が難しくてですね。
0:26:06	見るからですね部分的に包絡してないところが見えるということです。ちょっと前縮退に対してちょっとなかなか
0:26:16	判断して、我々として判断しづらいところかなと思ってます。はい。規制庁藤原です。ちなみに、何だっけ、泊の審査会合の後に、安保サトウですね、トウニの審査会合等の泊の
0:26:27	審査会合も実はやってましてあれも、
0:26:29	すべてを上回ってるわけじゃなくて一部周期では下回ってるところ。
0:26:34	或いはご存知ですよ。
0:26:38	承知して行います。
0:26:40	気じゃないですけど、別に踏まえるっていうことはすべて上回るじゃなくて、
0:26:46	オーブに上回るというふうに一応泊の方では、ちょっと仕分けをしてるつもりだったんですね。
0:26:51	その点はまずよろしいですか。
0:27:01	平井です。はい。認識してございます。
0:27:04	はい。衛藤規制庁フジワラそしたら要は我々は伊方は特に全周期体上回ってなくても踏まえてほぼ近い値になってて、最低限としてはそのs i sイケダです。SD湾は、
0:27:17	全部上回ってあとはそれが踏まえて、概ね載ってればいい。これは泊も同じような流れでありますので特にそれは別に原燃だけ。
0:27:27	何か変になるものでもないのかなっていうふうに私は思ってますが、本当にどうですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:43	藤山です。今回41ページで、比較表、まさに整理していただいているやつあるじゃないですかこれ全部本文としては、
0:27:51	塗布前になってますよね。
0:27:54	別にだから踏まえてというのが、
0:27:56	すべて上回るとは言ってないんですよ。
0:27:59	もしかしたらテンパチあたりで何か言ってるのはあるかもしれんすけど、
0:28:04	ただ、原則踏まえなんですよ。てことはやや近いレベルである。
0:28:10	まずそこが、我々とそちらの認識があつてしかもそれ先行と、どうかというところをちょっとお聞きしたいんですけど、どうですかね。
0:28:21	原電の神谷です
0:28:25	ちょっと我々の認識とちょっと大分違ったなと思ってるところがですねここで0.5を下回らない、
0:28:33	エスワンオクを考慮するとなればですねすべてそのエスワンを包絡した形でその特定せずの地震動を考慮した上で、そのケースを、
0:28:44	目安値0.5をさらに超えたような形で設定する必要があるのかなというちょっと認識。
0:28:52	いたんですけども、実際そうではないというご理解、理解でよろしかったでしょうか。はい規制庁藤間です。泊の審査会合は一応そのような流れだったはずで、
0:29:02	泊の審査会合では、まずS _s 湾については、完全に上回っていること。
0:29:08	標準応答スペクトルから基づいて設定する弾性用設計地震動は一部下回ってるけど、概ね上回っていること、近いレベル、断層はについても、
0:29:18	本来何だろう、これ泊でも初めてできたんですけど包絡全般包絡している、S _s -D案も含めた、小浦加賀。
0:29:27	S _s が上回ってるこれをもって、
0:29:31	概ね上回るというふうに、
0:29:33	ちょっとややこしいですけどそういう流れなんです。
0:29:36	これは別にTアノウ。
0:29:38	東海、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:39	藤島にかな、もうもう全然それは、うん。
0:29:44	全く同じ話かなと思っておるところでちょっと我々とそちら認識は若干ちょっと率だったんで、まずいいすかねこの件は。
0:29:52	は今のお話了解しましたので、ちょっと先行分をちょっと意識してですねどうしてもそういったエスワンを考慮したら、全部包絡しなあかんっていうような頭がちょっと、
0:30:03	固まったところがあるので、今の
0:30:07	ご指摘、ご意見を踏まえてですねちょっと
0:30:11	方針を整理させていただいて、要するに、
0:30:18	今回の東海であればですね、オートスペクトルに基づく手法で、S s - D案に関しては、松スベン線周期で包絡しなあかんっていう方針と、
0:30:29	S D - 32、今回の特定セズー
0:30:35	に関しては、概ね下回らない程度で、0.5 という設定ということで結果としては上回ってるということになりますので、ちょっとその辺のちょっと頭の整理をもう1回させていただいてですね。
0:30:47	資料を反映させていただきたいと思います。
0:30:51	規制庁イナズマご検討されるということは理解しました。ちなみにこの右下42ページの東海第2の記載を、
0:30:58	本文から見ていくと、0.5をまず下回らない値とした上で、S s - D案についてはコレコレコレを踏まえて設定する具体的にはどこのS s - Dをについては、
0:31:11	リストラも踏まえて、
0:31:13	乗じた値を設定する、別に、完全に上回るとか一言も言ってない。
0:31:18	というふうに私は見てたんですね。
0:31:19	踏まえてるんですね。
0:31:21	あと、もう一つのテンパチのところかな、これこれこれ。
0:31:25	佐田で設定する方も、
0:31:29	概ねし概ね下回る、概ねって書いてますよね。
0:31:33	はい。一応、ちょっとそういった記載の文章も踏まえ含めて、内容についてご検討ください。はい。よろしいですか。
0:31:43	原典カミヤです承知いたしました。はい。
0:31:50	規制庁田代です。その他、確認等ある方いらっしゃいますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:00	では、本日の説明、以上になるかと思いますがその他全体含めて何かコメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:32:12	では最後に審査スケジュールの方、
0:32:15	ご説明をお願いいたします。
0:32:21	はい。日本原電のウラマツです。資料につきましては東海第2発電所震源特定せず策定する地震動に係る原子炉設置変更許可申請の審査スケジュール案というところで、
0:32:31	前回この更新したところをご説明させていただきます。
0:32:35	ヒアリングにつきましてはプラント側については、本日、9月19日させていただきますして少しまた資料の所を修正させていただいたと思います。
0:32:44	あと参考のところの、地盤斜面の安定性化につきましては、
0:32:49	9月18日の週に審査会を予定しております。
0:32:53	そのあとですねもう1回ですねヒアリングを重ねまして、9月の9日の週に審査会合を予定してます2回目の審査会合につきましては、ヒアリング等で地盤モデルとかですねそちらの方の議論をしておりましたので、
0:33:07	公開の会合でですねまたそちらの方の資料にまとめましてご説明させていただいてという形を考えております。そのあとですね次の翌週に補正の方考えております。
0:33:16	ヒアリングスケジュール、審査請求につきましては以上になります。
0:33:22	規制庁田代です。
0:33:24	今のコメントスケジュールについて何かコメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:33:33	それでは阿比留ですけど、あれ1件だけ、はい。お願いします。補正について今記載されてるんですけど、
0:33:41	これはあれですか前回あったと思うんですけど、地元説明とかも含めて、仲良く聞いて申し訳ないんですけど含めてもうここはほぼ決まりと決まりっていうか、
0:33:51	論点会合で特に論点が見いだしなければ、ここで決まりということでもいいですかね。
0:33:57	はい。現在ウラマツです。ご認識の通りで、9月20日の審査会合で、そういった

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:03	議論なければその補正に入っていきたいと考えております。9月のあ、すいません失礼しました。10月9日の週の審査会につきましてはまとめ資料ベースの内容ですので、補正には影響しないと考えておりますので、
0:34:16	そういった整理を考えております。以上になります。
0:34:21	宮本ですけどはい、わかりました。はい私から以上です。
0:34:26	規制庁田代です。その他、ありますでしょうか。
0:34:30	日本原電の方からも何かあります。ないですかね。
0:34:34	それでは本日のヒアリングを終了したいと思いますありがとうございますございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。